

1	監査等の種類	定期監査及び行政監査
2	監査の対象	保健衛生部 令和6年度4月～8月分 必要に応じて令和5年度分
3	監査の着眼点	令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画 並びに令和6年度 現地監査等実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
4	監査の実施場所	実施計画に定める実施場所
5	監査の日程	令和6年8月1日～令和6年8月27日及び 令和6年10月1日～令和6年11月18日
6	監査の結果	

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### （1）適正な財務会計事務の執行について

ア 令和5年12月改正（施行は令和6年1月）後の岐阜市会計規則第64条の2第1項（改正前は岐阜市予算規則第13条第1項に規定）は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、食品衛生課において、令和5年5月17日付けで契約が締結された食品衛生監視員の腸内細菌検査手数料は令和5年8月15日に至るまで、令和5年5月23日付けで契約が締結された子ども一日食品衛生監視員事業に係るバス借上料は令和5年8月15日に至るまで、保健衛生政策課において、令和5年5月29日付けで長期継続契約が締結された令和6年度分の自動車借上料は令和6年6月4日に至るまで、令和6年4月1日付けで契約が締結された一般廃棄物運搬料は令和6年6月6日に至るまで、保健予防課において、令和6年4月1日付けで契約が締結された岐阜市出産子育て応援ギフト（ぎふっこギフト）管理運営等業務委託料は令和6年6月10日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が作成されていなかった。

イ 会計事務マニュアル（会計課）において、報償費の支出について、すみやかな支払いに努めなければならない旨記載されている。

しかしながら、岐阜市救急医療体制協議会内科・外科系救急医療体制運営部会の報償費（委員3名分14,700円）について、令和5年11月14日の当該部会終了後、保健医療課は保健衛生政策課への支出負担行為書兼支出命令書の作成依頼を失念しており、令和6年6月26日、保健衛生政策課により支払漏れが判明し、7月1日に支払われていた。

他方、会計事務の執行にあたり、次のとおり通知されていた。

- ・4月15日付けで会計課長から全ての課長宛てに、令和5年度の未払金等については早急に事務手続きを行うこと。
- ・5月22日付けで会計管理者から全ての部長宛てに、令和5年度の未払金等については出納整理期間内に確実に処理が完了するよう徹底すること。
- ・5月22日付けで会計課長から全ての課長宛てに、令和5年度予算で5月中に支払わなければならないものの確認を入念にすること。

しかしながら、保健衛生政策課の担当者は当該確認を行っておらず、また、部内で確認されることもなく、出納閉鎖となつた。

今後は、岐阜市会計規則及び会計事務マニュアルを遵守するとともに、会計管理者等からの通知に従い、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

## （2）適正な事務執行について

児童福祉法施行規則で規定する小児慢性特定疾病指定医の新規又は更新に係る申請書について、岐阜市児童福祉法施行細則第1条の5第2項は、市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定医に指定するときには小児慢性特定疾病指定医指定（新規・更新）通知書により、指定しないときには小児慢性特定疾病指定医指定（新規・更新）不承認通知書により、当該指定に係る申請者に通知するものとする旨規定している。

また、児童福祉法施行規則で規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の新規又は更新に係る申請書について、岐阜市児童福祉法施行細則第1条の11第2項は、市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定小児慢性特定疾病医療機関に指定するときには指定小児慢性特定疾病医療機関指定（新規・更新）通知書により、指定しないときには指定小児慢性特定疾病医療機関指定（新規・更新）不承認通知書により、当該指定に係る申請者に通知するものとする旨規定している。

さらに、令和5年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健

課長通知による指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領は、指定医療機関の指定の申請又は更新について、都道府県知事等は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、速やかに申請者へ通知する旨規定している。

しかしながら、医師並びに医療機関、薬局及び訪問看護事業者から隨時提出があった小児慢性特定疾病指定医又は指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定申請について、令和6年9月4日に薬局からの問い合わせにより、令和5年6月から令和6年9月13日までの間に提出された申請書56件全てについて、申請者に対して指定の通知をしていなかったことが判明したため、10月11日から10月24日までに順次、遅れて指定の通知をしていた。

今後は、岐阜市児童福祉法施行細則及び指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

### (3) 交通事故後の対応について

道路交通法第72条第1項は、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者は、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない旨規定している。

しかしながら、令和5年4月20日に発生した交通事故について、事故当時、車が民家に接触したことを認識していたものの、詳細な状況を確認することなく、警察署に直ちに報告することを怠り、事故発生から3時間以上経過した後に警察署に報告を行っていた。

今後は、同様の事案が発生しないよう、交通事故を防止することはもとより、交通事故後の対応について指導されたい。

### (4) 公用車の後退時における降車及び誘導の徹底について

令和5年4月から令和6年8月までの間に、公用車の後退時における事故が4件発生し、そのうち3件は、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。

後退時に降車及び誘導をするなど、安全確認の徹底について指導されたい。

### (5) 会計年度任用職員に関する事務について

地方公務員法第 35 条は、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定している。

また、個人情報の保護に関する法律第 67 条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。

さらに、「岐阜市版『福業』ガイドライン」において、職員が、「福業」(副業)を行う場合においても、規則に基づく許可が必要であるため、上記活動を行おうとする場合、「営利企業への従事等の許可申請書(パートタイム会計年度任用職員においては、営利企業への従事等の届出書)」を所属長・所属部長の決裁を受け、任命権者に提出する旨記載されている。

しかしながら、母子訪問指導員は「営利企業への従事等の届出書」を提出していないにもかかわらず、令和 5 年 6 月 21 日にすぐ赤ちゃんと子育て支援業務で知り得た個人情報を業務目的以外で利用(自身の生業である施術)し、対価を取得していた。

今後は、同様な事案が起こらないよう、地方公務員法、個人情報の保護に関する法律及び「岐阜市版『福業』ガイドライン」を遵守し、適正な事務執行に努めるとともに、地方公務員としての服務を全うするよう指導徹底を図られたい。

#### [意見事項]

##### (1) 交通事故の防止について

令和 5 年 4 月から令和 6 年 8 月までの間に、公用車の事故が 9 件発生した。

前回の定期監査における報告件数(7 件)よりも増加しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。